

## 平成30年度第2回高石市国民健康保険運営協議会 議事録（要旨）

### ○事務局

大変長らくお待たせしました。

ただいまより、平成30年度第2回高石市国民健康保険運営協議会を始めさせていただきます。

みなさま方におかれましては、公私ともご多忙の中、本運営協議会にご出席賜りまして、厚くお礼申し上げます。

### ○事務局

それでは、会議を開始させていただきます。

はじめに、理事者側を代表いたしまして、阪口市長よりご挨拶申し上げます。

### ○市長

みなさんこんにちは。

本日は、平成30年度第2回高石市国民健康保険運営協議会の開催に際しまして、ご多忙な中ご参集いただきまして誠にありがとうございます。

また平素よりこの本市国民健康保険事業の円滑な運営に対しまして、格別なご支援ご協力をいただいておりますことを、重ねて深く感謝申し上げます。

さて昨年4月より国民健康保険の一元化という大きな制度改革がスタートとなりましたが、制度改革に当たっては、委員の皆様にも、ご意見を頂いたこともあり、スムーズに新制度への移行が進んだものと考えております。

国民健康保険は市民に適切な医療を安心して受けていただくための極めて重要な役割を果たしておりますが、2025年の日本は、団塊の世代が75歳を超えて後期高齢者となり、医療・介護費などの社会保障費が急速に増加する時代が近づいています。現在、まさに2025年に75歳を迎える方々が、国民健康保険に加入しており、医療費の増加が避けられない状況となっております。

このような中、昨年に大阪府から提示されました仮算定での平成31年度標準保険料率は、平成30年度と比較し、大変厳しい結果となりました。その後、大阪府と市町村の代表により議論が重ねられ、また、市長会においても国への要望を行い、幾分か負担抑制がはかられたところです。しかしながら厚生労働省の担当課長にお話を伺った際、がんなどの新薬や糖尿病性腎症、人工透析などの医療費が伸びており、更なる重症化予防等の保健事業の強化が必要であるとのことでした。現在、市町村においては、糖尿病性腎症重症化予防や後発医薬品の促進など保健事業と医療費適正化の取り組みを強化しているところですが、さらにこれらを進めていきながら、また、大阪府におきましては、本市では既に健幸ポイント事業として他市に先んじて進めていた健康づくりに対するインセンティブ事業を、いよいよ来年度10月から大阪府内で実施することになっております。もちろん、本市の事業を継続しつつ整合性を図ってまいりたいと考えておりますが、いずれにしましても、このような中で、平

成31年度の保険料の諮問をさせていただくこととなりました。委員の皆様より貴重なご意見を賜りたく存じますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

甚だ簡単ではございますが、冒頭のご挨拶とさせていただきます。

## ○事務局

それでは、委員及び事務局の紹介をさせていただきます。

向かって正面、川井会長です。その右側から、公益代表の森委員、宮口委員、被保険者代表の松本委員、小谷委員です。続きまして、同じく被保険者代表で、片木委員の退任により、新たに着任されました中谷委員です。会長席の左側から、保険医代表の野木委員、保険医代表の日野委員、保険薬剤師代表の齊藤委員、被用者保険等被保険者代表の山川委員、そして藤井委員の退任により新たに着任されました近藤委員です。

続きまして事務局の紹介です。保健福祉部長の中島です。同じく次長兼健幸づくり課長の神林です。次に健幸づくり課課長代理の乾です。後列は健康保険係主査の中村です。そして本日司会を務めさせていただきます健康保険係主任の松井です。よろしくお願いいたします。

## ○事務局

それでは、阪口市長より諮問書の手交をお願いいたします。

### 【諮問書手交】

なお、阪口市長は、公務の関係上、ここで退席させていただきます。ご容赦の程お願い申し上げます。

阪口市長、どうもありがとうございました。

ただいまの諮問書のコピーをご配付申し上げます。

ここで、本日ご配付いたしております資料のご確認をお願いいたします。

まず1つ目が「資料1平成31年度高石市保険料率について」でございます。

次に高石市国民健康保険運営協議会委員名簿でございます。

以上でございます。

配付もれ等ございませんでしょうか。

それでは、議事進行につきまして、川井会長、よろしくお願い申し上げます。

## ○会長

では、みなさんのご協力のもと国民健康保険の事業が安定的に運営されますように、本協議会で十分議論を行っていきたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

始めに、事務局より本会議の出席状況につきまして、報告を求めます。

## ○事務局

本会議の出席状況につきまして、ご報告いたします。

本会議の出席委員数は、

1号委員出席者 3名（定数3名）、

2号委員出席者 3名（定数3名）、  
3号委員出席者 3名（定数3名）、  
4号委員出席者 2名（定数2名）で、本日11名の出席となり、半数以上、かつ各界代表の方がご出席いただいておりますので、本高石市国民健康保険運営協議会は成立いたしておりますことをご報告いたします。以上でございます。

## << 議題1 >>

### ○会長

続きまして、先ほど諮問を受けました議題2「平成31年度高石市国民健康保険料率について」説明をお願いいたします。

### ○事務局

議題1 平成31年度高石市国民健康保険料率の諮問について、資料に沿ってご説明いたします。

それでは、資料1のご参照をお願いいたします。

1枚めくっていただいて、2ページ目と3ページ目をご覧ください。昨年、委員の皆様にご議論を頂き、平成30年度保険料率を決定しましたが、まずはその経緯についてご説明させていただきます。

平成30年度からの国保一元化の改革により、大阪府においては、府内のどこに住んでいたとしても同一の保険料率を適用することとなりました。

大阪府から提示されました保険料率を採用すると、1人あたりの平均保険料は高石市全体として下がっているものの、もう少し細かく見ていきますと、低所得者は保険料が上がり、所得のある方は保険料が下がるというものでございました。保険料が上がっている所得区分は、3ページ目、赤色で囲んでいる①の所得区分と、青色で囲んでいる③・⑤の所得区分になります。

このような中で、委員の皆様より、制度改革により、一部の人がだけ保険料が高くなるようなことは避けるべきであるとのご意見を頂きました。その結果、1年間だけの経過措置として、均等割、平等割といった応益割の額を下げ、下げた分の保険料は所得割の率を上げることにより補填するという内容で諮問させていただき、答申を頂いたところでございます。このように所得のない低所得者も、制度改革により保険料が上がることがないように、大阪府が提示する料率を基準とするものの、高石市の独自の保険料率を適用することとなりました。また、高石市においては、所得はあるものの非課税世帯に対しては、市独自の減免制度を適用しております。青色で囲んでいる③・⑤の所得区分になります。

この減免制度につきましても平成36年度からは府内統一の基準に合わせる必要がございますので、市独自減免は、廃止する必要がございます。しかしながら、平成30年度より府内統一の減免基準に合わせると、大幅な保険料増となることから、これまで所得割の6割を減額していたところ、平成30年度は5割、平成31年度は4割とし、段階的に解消してい

くこととなりました。

このように、平成30年度においては、制度改革によりすべての世帯で保険料率が上がるような保険料率を適用することとなり、3ページ目のようになりました。

続きまして、4ページ、国民健康保険の現状について、説明いたします。

被保険者数ですが、グラフにもありますように、大阪府内の被保険者数は年々減少しております。これは平成28年10月より、社会保険の加入資格が拡大され、国民健康保険から社会保険へ切り替わる方の増加、また、景気回復により雇用環境が改善されたことにより、社会保険への加入者が増加したものでございます。続いて、5ページをご覧ください。左上、未就学児と右上の70歳未満の被保険者数は、減少が続いております。しかしながら、下段の「70歳以上の一般被保険者」と、「70歳以上現役」つまり高所得者の方々の人数は平成28年度より増加しております。これは団塊の世代の方々が国保に加入し始めている時期と重なるものでございます。

続いて、6ページでは、年代別の1人あたり診療費のグラフを掲載しております。右側のグラフを見ていただくと、未就学児の1人あたり診療費はおよそ21万円、70歳未満はおよそ31万円となっておりますが、70歳以上になりますと、60万円を超えており、70歳未満の診療費の2倍以上の額となっております。

続いて、7ページに1人あたり保険給付費の推移をグラフにしていますのでご覧ください。平成27年度は肝炎にかかる新薬開発などにより、前年度と比較しても特に伸びが大きくなってはおりますが、その後につきましても伸びが続いていることがわかります。

医療の高度化や新薬開発という要因と、先ほどもご説明申し上げましたように、70歳以上の被保険者数の増加により、年々、1人あたり保険給付費は伸びている状況となっております。

また、平成30年度の保険料を算定するにあたって、大阪府は1人あたり保険給付費を311,546円と見込んでおりましたが、現在の実績見込値は321,718円となっており、乖離が生じているところでございます。

次に、8ページ、平成31年度《仮算定》保険料率について説明いたします。これは、平成30年11月に大阪府が公表した仮算定保険料率になります。この数値により計算しますと、平成31年度保険料は、平成30年度のそれと比較し、1人あたり13,347円の増加となる結果となりました。

先程ございました現在の国保を取り巻く状況から、構造的に、保険料の増加は避けられない状況ではありますが、保険料額の伸びとしては大変厳しいものでございました。

このような中で、大阪府として保険料算定方法等の見直しや限度額の引き上げなどに取り組み、また、大阪府市長会としても12月末の本算定が行われるまでの間に、国への要望を行いました。大阪府市長会は現在、阪口市長が会長を務めておりますが、阪口市長が厚生労働省国民健康保険課長に直接お会いして、保険料率の抑制に関して要望させていただいたこともあり、結果として、国による公費投入額の見直しなどが実施されることとなりました。

11ページをご覧ください。こちらが、平成31年度の本算定による保険料率となります。1人あたり保険料は、8ページ仮算定時の13,347円から12,436円へ911円の減額となりまし

た。ここに記載されています保険料率が、平成 31 年度の高石市保険料率として本日、諮問させていただいたものになります。

医療分は、所得に応じて賦課する所得割が 8.57%、加入者 1 人あたりに賦課される均等割は 29,713 円、一世帯あたりに賦課される平等割は 31,799 円となり、平成 30 年度と比較し、それぞれ 0.32%、2,789 円、3,540 円の増加となっています。

後期高齢者支援分は、所得割が 2.69%、均等割は 9,249 円、平等割は 9,898 円となり、それぞれ、0.16%の減少、201 円、429 円の増加となっています。

介護給付金分は、所得割が 2.58%、均等割が 19,134 円となり、それぞれ 0.26%、2,072 円の増加となっています。

さらに、保険料の賦課限度額については、医療分のみ変更となっており、平成 30 年度の 54 万円から 4 万円増加し、58 万円となっています。

12 ページをご覧ください。

平成 31 年度保険料率と国保統一化前の平成 29 年度からの保険料推移を、所得別に記載しております。

どの所得区分であっても保険料が増加となっていますが、所得区分や世帯状況により保険料の増加幅に大小があります。

③と⑤のケースでの負担増が特に大きくなってはおりますが、これは、市独自減免割合を段階的に解消しているためでございます。平成 30 年度は所得割の 5 割を減額していたところ、平成 31 年度は 4 割の減額となります。

また、⑥から⑨のケースについては、平成 30 年度と比較し、増加してはおりますが、国保統一化前の平成 29 年度と比較すると、保険料負担は減少しております。

⑩⑪のケースは、保険料が賦課限度額に到達する所得区分であり、賦課限度額引き上げによる増加となります。

本日諮問させていただきました平成 31 年度高石市保険料率に関する説明は以上でございます。

## ○会長

事務局より説明を受けたわけですが、この議題につきましても、諮問ということでございますので、『答申』を取りまとめたいと思います。

事務局の説明内容等について質問・意見等がありましたら挙手をお願いいたします。

## ○委員

平成 36 年度に保険料が府内統一ということで、段階的に統一保険料に合わせっていくということですが、保険料の推移につれて、シミュレーションされているものがあれば、そういった資料があればよりわかりやすいかなと思います。現在取られている経過措置がなければ、最終年度で大幅に保険料が上がるということもわかるのではないかなと思います。次回の運営協議会の時でも構いませんので、検討していただきたいと思います。

## ○事務局

7頁に保険給付費の伸びが示されておりますが、この保険料の伸びに沿って、保険料についても負担が増していくであろうと考えておりますが、次回の協議会において資料を提供できるように検討してまいります。

## ○委員

もちろん、シミュレーションということなので、実際の状況がそこから外れていくことはあると思います。一定の目安がある方が、理解がしやすいかなと思いますので、できる範囲で構いませんのでよろしくお願いいたします。

## ○委員

次回の協議会はいつ頃になるでしょうか？

## ○事務局

今年度は、7月初旬に開催しております。7月に平成30年度の決算を含め、報告させていただきたいと考えています。

## ○委員

任期等の関係もあるので、是非、6月中の開催を検討してもらえないでしょうか。

また、保険料の納付方法が12回から10回に変更になっていますが、この点に関しての被保険者の意見等が出ているのか状況を教えていただきたいです。

## ○事務局

次回の協議会開催時期についても6月で検討してまいります。

また、保険料の納付回数変更についてですが、やはり、1回の支払いが大きくなっていて支払いが大変という相談を受けております。保険料の納付は6月か3月までですが、翌年度の保険料を通知するまでの4月、5月は保険料の請求がない形式であります。この間に、保険料を納付して頂くように分割納付という形にはなりますが、納付相談を行っているところです。なお、相談件数も例年以上に増加しているということはありません。

## ○会長

他にご質問がないようでしたら、この諮問に対する、『答申』内容について、取りまとめたいと思います。

平成31年度の保険料率を『諮問』どおりの内容で答申することよろしいでしょうか。何かございましたら、お願いいたします。

**○会長**

では市長からの諮問書どおりの内容で決定し、答申するということでご異議ございませんでしょうか。

「異議なしの声」

**○会長**

異議なしということですので、市長からの諮問書どおり決定し、答申するということで処理させていただきます。

**<< 議題2 >>**

**○会長**

議題2「その他」につきまして、委員の皆さんから何かございませんか。

**○会長**

「その他」につきまして、事務局、何かございますか。

**○事務局**

議題といたしましては、特にございませんが、ひと言、保健福祉部長の中島からご挨拶申しあげたいと存じます。

**○保健福祉部長**

本日は、お忙しい中、ご参集いただき厚くお礼申し上げます。

今後におきましても、被保険者の費用負担を念頭に置きながら、国民健康保険財政の健全な運営を目指して努力して参りたいと存じております。

今後とも国民健康保険の運営にご協力・ご助言いただけますよう、よろしくお願い申し上げます。今回の開催にあたりましての挨拶とさせていただきます。

本日はありがとうございました。

**○会長**

以上をもちまして、

平成30年度第2回高石市国民健康保険運営協議会をこれで終わらせていただきます。

議事進行に対しまして、何かとご協力をいただきまして本当にありがとうございました。